

令和3年度 市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

遠野市長殿 現住所 世帯番号 業種又は職業 電話番号 令和 年 月 日 氏名 印 個人番号 続柄 宛名番号

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類 支払った保険料 社会保険料控除 生命保険料控除 地震保険料控除 障害者控除 配偶者控除 扶養控除 16歳未満の扶養親族

1 収入金額 2 所得金額 4 所得から差し引かれる金額 事業 営業等 ア 円 農 業 イ 不 動 産 ウ 利 子 エ 配 当 オ 給 与 カ 公 的 年 金 等 キ 業 務 ク そ の 他 ケ 短 期 コ 長 期 サ 一 時 シ 事業 営業等 ① 農 業 ② 不 動 産 ③ 利 子 ④ 配 当 ⑤ 給 与 ⑥ 公 的 年 金 等 ⑦ 業 務 ⑧ そ の 他 ⑨ 合 計 (7 + 8 + 9) ⑩ 総合譲渡・一時 ⑪ 合 計 ⑫ 社会保険料控除 ⑬ 小規模企業共済等掛金控除 ⑭ 生命保険料控除 ⑮ 地震保険料控除 ⑯ 寡婦、ひとり親控除 ⑰～⑱ 勤 労 学 生、 障 害 者 控 除 ⑲～⑳ 配 偶 者 (特 別) 控 除 ㉑㉒ 扶 養 控 除 ㉓ 基 礎 控 除 ㉔ ㉓から㉔までの計 ㉕ 雑 損 控 除 ㉖ 医 療 費 控 除 ㉗ 合 計 (25 + 26 + 27) ㉘

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

雑損控除 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類 損害金額 支払った医療費等

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

6 給与所得の内訳

〔日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。〕

Table with columns: 日給, 勤務日数, 月収. Includes sections for 賞与等, 合計, 勤務先所在地, 勤務先名, 電話番号.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費, 青色申告特別控除額.

8 配当所得に関する事項

Table with columns: 配当所得の種類, 所得の生ずる場所, 支払確定年月, 収入金額, 必要経費. Includes a note for 国外株式等に係る外国所得税額.

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table with columns: 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費.

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table with columns: 総合譲渡, 収入金額, 必要経費, 差引金額, 特別控除額, 所得金額. Includes calculation formula: 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2].

11 事業専従者に関する事項

Table for business family members with columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 明・大・昭平・令, 専従者給与(控除)額, 個人番号, 従事月数.

13 事業税に関する事項

Table for business tax with columns: 非課税所得など, 所得金額, 損益通算の特例適用前の不動産所得, 事業用資産の譲渡損失など, 資産の種類, 租失額、被災損失額(円), 前年中の開(廃)業, 開始・廃止月日.

12 別居の扶養親族等に関する事項

Table for non-resident family members with columns: 氏名, 個人番号, 住所.

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

Table with columns: 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除額.

16 所得金額調整控除に関する事項

Table for income adjustment deduction with columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 明・大・昭平・令, 特別障害者の場合, 個人番号, 別居の場合の住所, 級度.

15 寄附金に関する事項

Table for donations with columns: 都道府県、市区町村分, 住所地の共同募金会、日赤支部分, 条例指定分, 県, 市.

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書( )」を提出してください。

その他の事項

Table for other items with columns: 配当に関する住民税の特例, 農業, 分離肉用牛, 免税所得. Includes text about tax treatment for 令和2年中.